

# 平成28年度社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士の資格取得を目指して指定保育士養成施設に在学している方への修学資金の貸付制度です。

## ■募集期間

平成28年8月15日（月）～ 9月30日（金）

※ 指定保育士養成施設から茨城県社会福祉協議会への申請書提出期間です。

## ■貸付対象者

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等に就労する意思のある方で、家庭の経済状況等から修学資金の貸付けを必要とする次のいずれかに該当する方。

- （1）茨城県内に住民登録している方
- （2）茨城県内の指定保育士養成施設に在学する方

## ■貸付額等（無利子）

修学資金 月額5万円以内（原則2年間）  
入学準備金 20万円以内（初回の貸付時）  
就職準備金 20万円以内（最終回の貸付時）

\*その他、生活費加算制度があります。

## ■申請方法等

- 修学資金の貸付けを希望する方は、在籍する養成施設で「募集要項」を受け取り、貸付制度の内容、申請に必要な書類等を確認してください。
- 申請は在籍する各養成施設を通して行っていただきます。申請に必要な書類等は養成施設の指示に従って、養成施設に提出してください。
- 住民票、世帯の所得を証明する書類、連帯保証人1名（所得証明、印鑑登録証明書）等が必要となります。

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会  
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）  
（電話）029-350-8366



茨城県社会福祉協議会保育士修学資金

検索



## ■その他

指定保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で児童の保護業務に5年間従事した場合は、貸付を受けた修学資金の返還が免除となります。

<返還免除対象となる保育所等従事先施設の例>

保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・乳児院・  
母子生活支援施設・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・  
児童発達支援センター・児童家庭支援センター など

※ この他にも対象となる施設があります。詳細は「保育士修学資金貸付制度の手引き」に掲載してありますのでご参照ください。

## ■茨城県内の指定保育士養成施設（五十音順）

平成28年4月1日現在

養成施設名	学部学科等の名称
茨城キリスト大学	文学部児童教育学科幼児保育専攻
茨城女子短期大学	保育科
つくば国際短期大学	保育科
常磐短期大学	幼児教育保育学科
流通経済大学	社会学部社会学科保育士養成コース
リリーこども&スポーツ専門学校	こども未来学科